

障害者総合支援法のサービス（難病患者等・精神障害者）

『日常生活用具・住宅改修』

1. 日常生活用具・住宅改修について

- 日常生活上の便宜を図る為、障害者等に対し自立生活支援用具等の給付をする制度です。
- 給付対象は品目ごとに要件があります。事前にご相談ください。
- 日常生活用具の種類 ※難病患者等は頭部保護帽以外対象。精神障害者は頭部保護帽のみ対象。

区 分	種 目
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、体位変換器、 移動用リフト
自立生活支援用具	入浴補助用具、便器、特殊便器、頭部保護帽、T 字杖・棒状の杖、 移動・移乗支援用具、自動消火装置
在宅療養等支援用具	ネブライザー（吸入器）、電気式たん吸引器、 動脈血酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）
住宅改修（購入費 および改修工事費）	手すりの取付、段差の解消、引き戸等への扉の取替え、 洋式便器等への便器の取替え、 滑り防止・移動の円滑化のための床または通路面の材料の変更

2. 対象となるかた

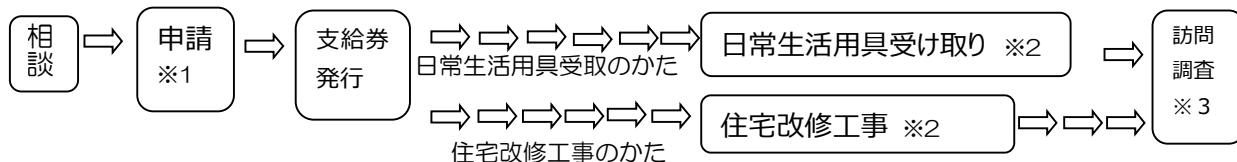
（難病患者等）

- 障害者総合支援法対象疾病に該当する難病患者等
- 申請時に難病の医療費助成制度の受給者証または医師の診断書の提示が必要です。

（精神障害者）

- 精神障害を有し、精神科・神経科・心療内科に定期的に通院されているかた
- 申請時に①精神保健福祉手帳 ②自立支援医療受給者証 ③障害年金証書 ④医師の診断書のいずれかの提示が必要です。

3. サービス利用までの手続き



※1 申請手続きに必要な物は以下のとおりです。

- ☐ （難病患者等）難病の医療費助成制度の受給者証または医師の診断書
- ☐ （精神障害者）①精神保健福祉手帳 ②自立支援医療証 ③障害年金証書 ④医師の診断書のいずれか
- ☐ 日常生活用具・住宅設備改善給付申請書（兼税務調査同意書）
- ☐ 医師意見書（日常生活用具給付のみ）
- ☐ 取扱業者が作成した見積書（区と契約済、又は契約可能な業者が作成したもの）
- ☐ 日常生活用具の品目が分かるカタログのコピー

問い合わせ先は裏面へ⇒

※2 交付された日常生活用具給付券の受領者欄に記名・捺印し、利用者負担額の支払い時に業者にお渡しください。

※3 日常生活用具受け取り、及び、住宅改修工事終了後、確認のため訪問いたします。

4. 費用 ※世帯とはご本人と配偶者です。

○住民税課税世帯のかた：用具ごとに定められた基準額以下の実費の3%を負担していただきます。

(自己負担上限額は18,600円)

○非課税世帯のかた：用具ごとに定められた基準額までは自己負担がありません。

※基準額を超過した場合は、超過額全額が自己負担となります。

5. サービス利用の負担上限月額

障害者	負担上限額
生活保護・区市町村民税非課税	0円
区市町村民税課税	18,600円

6. 利用にあたっての確認事項

①以下の場合は、対象外です。

☐世帯の所得が一定以上の場合

(本人または配偶者のうち区民税所得割の最多納税者の納税額が46万円以上)

※所得割額は、住宅借入金等特別税額控除及び寄付金税額控除が、控除される前の額を用います。年少・特別控除については、廃止される前の額を用います。

☐介護保険で貸与又は購入費等の給付を受けられる場合

☐医療保険で貸与又は購入費等の給付を受けられる場合

☐申請前に日常生活用具を購入、または住宅改修を行った場合

☐既に給付を受けている用具と同一の用具を再交付申請する時に、規定の「耐用年数」を経過していない場合

② 個数

☐日常生活用具の給付は、原則、一世帯当たり同一種目一件です。

③再支給について

☐日常生活用具の耐用年数が過ぎると、再支給を受けることができます。

☐耐用年数内の場合、状況を確認した上、やむを得ないと判断した場合のみ、再支給を受けることができます。

【問い合わせ・申し込み】

障害福祉課 精神障害者福祉グループ

電話 03-3981-1988